



2026年6月29日

各 位

会社名 T D S E 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 東垣 直樹  
(コード番号:7046 東証グロース)  
問合せ先 管理統括長 田中 秀幸  
(TEL.03-6383-3261)

### 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月29日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月27日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 21,175株
(3) 処分価額	1株につき1,272円
(4) 処分総額	26,934,600円
(5) 割当予定先	当社の取締役※ 3名 21,175株 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。

##### 2. 処分の目的および理由

当社は、2026年6月29日開催の第13期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象に、対象取締役の報酬と、当社の中長期の業績及び当社の株式価値との連動性を明確化することにより、中期経営計画（SHIFT2028）に掲げる重点戦略の着実な実行と業績目標の達成に向けたインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様の一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役の更なる企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、金銭報酬債権合計26,934,600円（以下「本金銭報酬債権」という。）、普通株式21,175株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について割当てを受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される業績連動型株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記「3. 割当契約の概要」とおりにあります。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

対象取締役は、処分期日から、2029年3月期に係る有価証券報告書が提出された日（以下、「確定日」という。）までの間、及び確定日後において対象取締役が当社取締役会が定める地位を喪失するまでの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### ② 譲渡制限の解除

以下に定める条件を満たした場合には、本譲渡制限期間が終了した日をもって、当該時点において対象取締役（対象取締役の相続人を含む）が保有する本割当株式について、あらかじめ取締役会が定めた基準に基づき算定される株式数について、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除に関する条件は、以下のとおりとする。

##### (1) 勤務継続条件

2029年3月期に係る有価証券報告書が提出される日までの間、対象取締役が継続して当社の取締役その他取締役会が定める地位にあったこと。

##### (2) 業績達成条件

当社の2029年3月期の売上高および営業利益（いずれも、本契約締結後から2029年3月期の末日までの間に実行されたM&Aに起因する増減額を控除した後の金額とする。また、営業利益の算定にあたっては、従業員賞与（売上高連動賞与を除く）については、決算数値を基に連動して変動する影響を排除するため、期初予算で定めた標準額に基づき計算するものとする。）が、次に定める水準に達していること。

〈譲渡制限解除株式数に関する計算式〉

本割当株式のうち譲渡制限が解除される株式数（以下「本制限解除株式数」という。）は、以下の内容に基づき算定される売上高解除率および営業利益解除率の平均値（小数点以下切捨て）を、各対象取締役の保有する本割当株式数に乗じて算定するものとする。なお、解除率および本制限解除株式数の算定に関し必要な事項は、取締役会の決議により合理的に定めるものとする。

##### (a) 売上高に係る解除率

2029年3月期の売上高が35億円以上45億円未満の場合には、35億円を50%、45億円を100%として直線的に按分して算定した割合とし、45億円以上の場合には100%とする。なお、35億円未満の場合の解除率は0%とする。

##### (b) 営業利益に係る解除率

2029年3月期の営業利益が2.1億円以上3.6億円未満の場合には、2.1億円を50%、3.6億円を100%として直線的に按分して算定した割合とし、3.6億円以上の場合には100%とする。なお、2.1億円未満の場合の解除率は0%とする。

#### ③ 本割当株式の無償取得

当社は、確定日において、上記②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間の間に、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合、法令・当社の内部規程に重要な点で違反した場合等一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

#### ④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合等においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ⑤ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### ⑥ 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,272円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上